

# 東電福島第一原発緊急作業従事者 に対する長期健康管理の取り組み

厚生労働省

労働基準局安全衛生部

# 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約3万1千人。緊急作業で250mSv超が6人、100mSv超が173人。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

## 東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H23.3 ~ H25.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超 ~ 250	1	2	3
150超 ~ 200	24	2	26
100超 ~ 150	118	20	138
75超 ~ 100	255	112	367
50超 ~ 75	323	850	1,173
20超 ~ 50	607	4,197	4,804
10超 ~ 20	544	3,875	4,419
5超 ~ 10	431	3,687	4,118
1超 ~ 5	707	6,835	7,542
1以下	1,070	7,717	8,787
計	4,086	27,297	31,383
最大 (mSv)	678.80	238.42	678.80
平均 (mSv)	23.60	10.97	12.61

250mSv超  
6人

100mSv超  
173人

50mSv超  
0人

表2. 平成25年度の作業員の累積被ばく線量

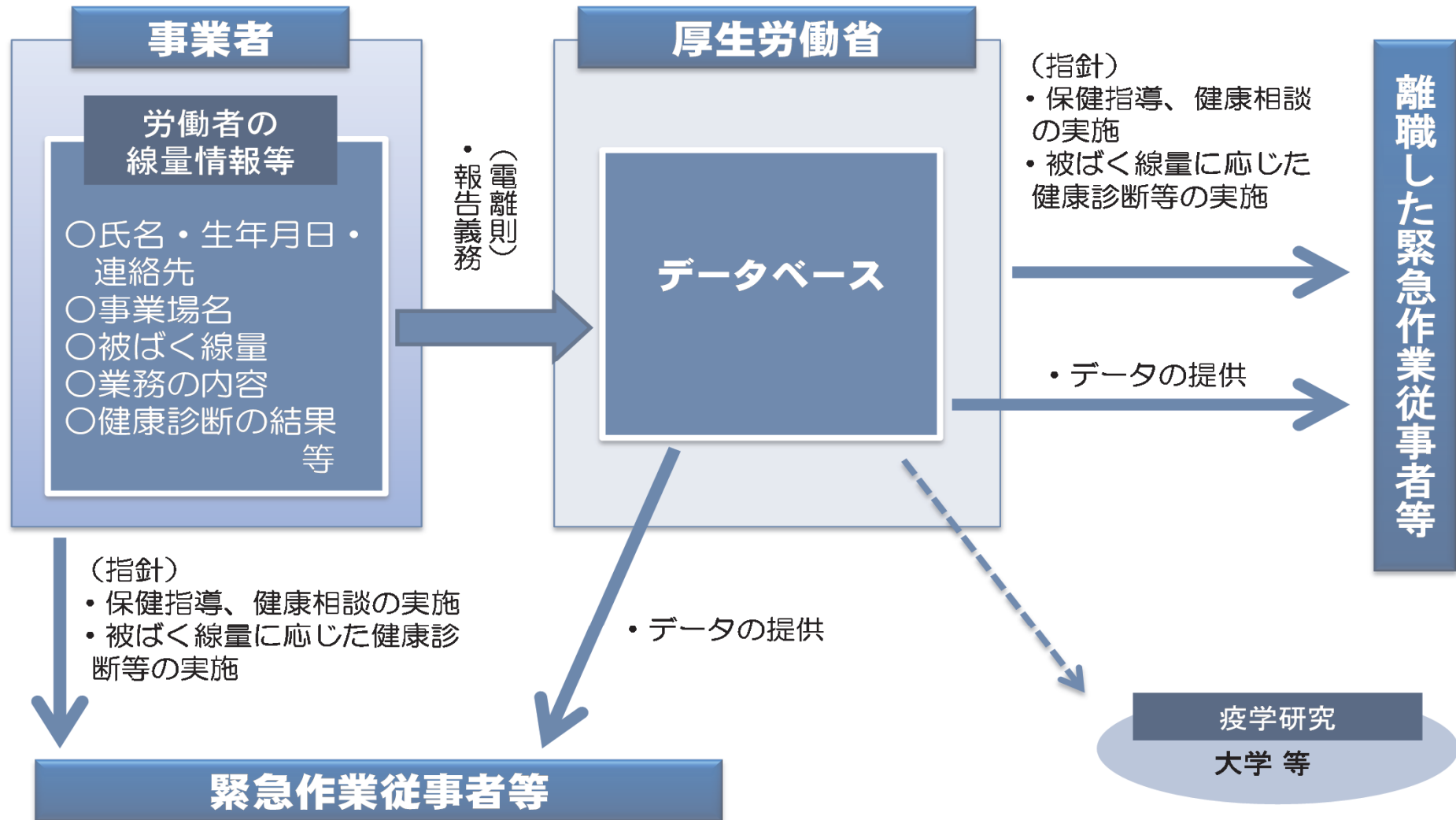
区分 (mSv)	H25.4 ~ H25.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超 ~ 100	0	0	0
50超 ~ 75	0	0	0
20超 ~ 50	19	377	396
10超 ~ 20	54	1,370	1,424
5超 ~ 10	157	1,592	1,749
1超 ~ 5	643	3,284	3,927
1以下	735	4,104	4,839
計	1,608	10,727	12,335
最大 (mSv)	34.70	39.70	39.70
平均 (mSv)	2.61	4.69	4.42

注1 法定被ばく限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv

注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行

注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度を適用(50mSv/年かつ100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ばく限度(100mSv)を適用)

# 長期的な健康管理の全体像



# 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

## 1 データベースの整備

- ・個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・被ばく線量、作業内容
- ・健康診断結果等の情報
- ・健康相談、保健指導等の情報
- ・その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出  
（データベース  
での管理）

## 厚生労働省

- ・データベースの運用・管理
- ・健康相談、健康診断等の事務
- ・データの照会業務

## 2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（1）。

### 具体的な健康診断等の実施事項

全ての緊急作業従事者に実施

- ・法令に基づく健康診断（一般健康診断[98.1%<sup>3</sup>]、電離放射線健康診断[98.8%<sup>3</sup>]等）を実施
- ・メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施

50mSv（2）を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施 [68.3%<sup>3</sup>]

100mSv（2）を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施 [94.7%<sup>3</sup>]

申請に基づき  
手帳を交付  
（線量情報の記  
載、健診受診の  
際の証明）

データベー  
ス登録証を  
交付  
（データ照会の  
際の証明）

1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、転職した後に放射線業務についていない場合、緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、現に事業者には国が費用負担

2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

3 平成25年8月9日厚生労働省調べ

緊急作業従事者以外の者（平成23年12月16日以降に作業に従事した約1万1千人）について

- ・法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- ・法令に基づく健康相談、保健指導を実施